



自転車の一定の交通違反に

青切符が導入されます

自転車を利用する皆さん

令和8年4月1日から		対象年齢 16歳以上	
自転車をはじめとする軽車両の一定の交通違反に、交通反則通告制度を適用する「道路交通法の一部を改正する法律」が令和8年4月1日から施行され、自転車の一定の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります。 「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が導入されます。			
対象車両	対象となる行為 113種類		
	通行区分違反 (右側通行) 	通行区分違反 (歩道通行) 	遮断踏切立入り
自転車	並進 	通行禁止違反 (進入禁止) 	通行禁止違反 (一方通行)
	信号無視 	携帯電話使用等 	指定場所一時不停止
公安委員会遵守事項違反 (傘さし運転)		公安委員会遵守事項違反 (扇の音が聞こえない)	交差点右左折方法違反
			などがあります。

反則金額は原付バイクと同等

酒気帯び運転等の悪質な違反については、往來どおり、刑事処分の対象となります。

▶その他不明な点は、警察庁交通局がホームページに掲載している「自転車ルールブック」をご参照ください。
 また、福岡県警察では、ホームページにおいて自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」を掲載していますので、ぜひご確認ください！



水田竹駐在所です！



筑後署のホームページはこちらから！



県警防犯アプリ「みまもっち」
2/24リニューアル！

自転車は車両の仲間です

福岡県警察

島田地域デイサービス



2月15日、島田地域デイサービス(下川高司区長)が行われました。島田行政区では、高齢者対象のデイサービスに特に力を入れており、年4回実施されています。今回は、社会福祉協議会からのゲーム「お手玉ビンゴ」、中島準一さんによるギター演奏、六松亭桐株さん、六松亭鳴鷹子さん、六松亭テキサスさんによる落語等、盛りだくさんの内容でした。当日は冷え込みもなく、受付時間前から参加者が笑顔で、公民館に集合されていました。アトラクションのあとは、私から「自転車の一定の交通違反に青切符導入」について、自転車の交通ルールを含めてお話しをさせていただきました。そして最後は、皆さん待ちに待った「もぐもぐタイム」です。美味しいスイーツとボランティアスタッフが気持ちを込めて淹れてくれた「お茶」を飲みながらの一般的な「世間話し」ですが、地域の情報交換や皆さんの元気な姿を確認できる貴重な時間であり、時間をオーバーして皆さんと一緒に楽しみました。